

三宅村 議会だより

第42号

2022.08.29

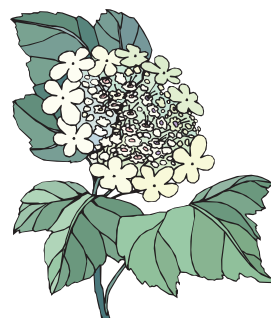
三宅村・伊那市 親善交流記念式典
(友好盟約50周年記念)



写真：伊那市・三宅村親善交流記念式典(友好盟約50周年記念)出席

目次

令和4年第1回三宅村議会臨時会で審議された議案	…… 2
令和4年第2回三宅村議会定例会で審議された議案	…… 2
村政を問う(一般質問)	…… 4
令和4年度三宅村議会先進地視察(報告書)	…… 9
議長報告書	…… 11



令和4年第1回三宅村議会臨時会
(会期・5月27日)
で審議された議案



令和4年第2回三宅村議会定例会
(会期・6月14日)
で審議された議案

承認第1号

三宅村税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、原則として令和4年4月1日から施行されることによる法律改正に伴い、条例改正を承認しました。

承認第2号

三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、介護納付金課税額に係る限度額の改正を承認しました。

議案第1号

坪田分団詰所新設工事請負契約の締結について

坪田分団詰所新設工事の契約が締結されました。

令和4年第1回三宅村議会臨時会
会期：令和4年5月27日

議件番号	件名	上程年月日	議決年月日	議決内容
承認第1号	三宅村税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	令和4年5月27日	令和4年5月27日	原案承認
承認第2号	三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	〃	〃	〃
議案第1号	坪田分団詰所新設工事請負契約の締結について	〃	〃	原案可決
	各常任委員会の閉会中の継続調査について	〃	〃	
	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	〃	〃	

議案第1号

三宅村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

深夜特殊業務手当の新設、伝染病防疫作業及び救急業務従事職員特別手当の見直しに伴う改正です。

議案第2号

三宅村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

政令等が施工されたことに伴う改正です。

議案第3号

三宅村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

政令等が施工されたことに伴う改正です。

議案第4号

三宅村大船戸シャワー室設置条例

大船戸シャワー室設置に伴う新たな条例です。

議案第5号

令和4年度三宅村一般会計補正予算(第2号)

事業確定や決算見込みに伴う増減、他会計への繰出金等による補正です。





議案第6号

令和4年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第1号）

主に診療報酬見込みによる減と、一般会計及び国保会計からの繰入による補正です。

議案第7号

三宅村クリーンセンター施設更新工事請負契約の締結について

三宅村クリーンセンター受入供給設備、燃焼設備、灰出設備等の更新工事契約が締結されました。

議案第8号

財産の取得について

三宅村立小中学校スクールバス老朽化に伴うバス更新のための取得です。

令和4年三宅村議会第2回定例会 会期：令和4年6月14日

議案番号	議案名	上程年月日	議決年月日	議決内容
議案第1号	三宅村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	令和4年6月14日	令和4年6月14日	原案可決
議案第2号	三宅村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例	〃	〃	〃
議案第3号	三宅村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例	〃	〃	〃
議案第4号	三宅村大船戸シャワー室設置条例	〃	〃	〃
議案第5号	令和4年度三宅村一般会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃
議案第6号	令和4年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃
議案第7号	三宅村クリーンセンター施設更新工事請負契約の締結について	〃	〃	〃
議案第8号	財産の取得について	〃	〃	〃
	議員の派遣について	〃	〃	
	各常任委員会の閉会中の継続調査について	〃	〃	
	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	〃	〃	



村政を問う

5人の議員が一般質問

佐久間正文

議員



問 大久保地区の避難路について

マグニチュード7以上の地震に伴う津波発生時における避難確保について、大久保地区、三池地区、阿古錆ヶ浜地区、特に大久保地区は海抜4・5メートルであり、神着方向か伊豆方向に避難する手段が少なく、平均年齢も76歳と高齢化の割合が高い現状となっております。

旧富士見橋等、東京電力の横側に避難道路があります。草木によって全く見えないう状況であり、使用困難にな

っております。整備の必要があると思いますが、行政としての考えを伺います。また、ほかに避難方法がありましたら、どのような方法があるのか伺います。

答 総務課長

都では、5月に首都直下型地震等による東京都の被害想定報告書を公表し、伊豆諸島では地震発生時に津波の被害が予想されております。

津波は、最新の科学的知見等により、元禄型関東地震は対象から除外されたほか、南海トラフ巨大地震では、三宅島の最大津波高は1・13メートル減少し15・87メートルに、最大津波到達時刻も3・2分遅れ24・7分の想定となりましたが、本村における津波に対する対策は引き続き重要と考えております。

大久保地区の津波時の一時避難場所ですが、都道大久保港線富士見橋大久保浜側にある海抜20メートルの地点の電柱です。また、東京電力裏にある村道白滝線ですが、狭小

かつ急峻で高齢者の避難は難しいとともに、地震に伴う崖崩れの懸念もあることから、避難道及び避難場所は、富士見橋大久保浜側で住民に周知をしております。

高齢者の多い本地区には、確実な避難が行われるよう、要援護者リストの更新や、関係機関と連携した避難体制を構築するとともに、津波を想定した避難訓練等を引き続き実施してまいります。

再

旧富士見橋、東京電力のところで行きましたが、大久保浜から見て出口になる都道のほうは草刈りがされていたように見えたのですが、そこから下がっていくと、木も倒れて、平均年齢76歳の方々が通れる状況じゃないと思いました。

過去に一度きれいにしたと聞いておりますが、現在どうなっているか状況を見に行つたことがありますか。

答 総務課長

村道白滝線の管理状況は直近では確認しておりませんが、過去に大雨等降り一部崩落等もあったことから、道路路については確認をしているところですが、

避難道としての運用は考えてはございません。しかしながら村道ですので、ご指摘の

ありましたとおり、適正に管理を行ってまいりたいと考えております。

再

避難道路としては考えていないという答弁と思えます。そうしますと、避難道路としては富士見橋を考えていますか。地震や津波に関するとき、より早く、より遠くに、より高く逃げるのが一番の原則となっております。すぐに逃げる態勢ができていくことも大事なことです。慌てていたら10分や15分ぐら

いすぐです。富士見橋に行けば安全な高さにはなると思いますが、それでもぎりぎりだと思えます。その辺のところは、徹底されているんですか。

答 総務課長

一時避難場所である都道大久保線富士見橋大久保浜側にある海抜20メートルの一時避難場所ですが、こちらにつきましては、地域防災計画等で周知をしているところです。

また、高齢者の方々のより確実かつ安全ということに対しての、今ある村道を活用した避難先として、こちらを村としての周知をしていくような形。また、お年寄りの方々、時間がかかることも想定されます。そうした場合、また身体の不自由な方等もいらつしやると思えますので、そうい

った方々に対しましては名簿の更新を行い、近隣在住の消防の方々と関係機関の方々と連携しまして、より安全かつ迅速な避難体制を確立していきたいと考えております。

問 デュアル・スクールについて

地方と都市の学校のよさを教育活動に取り入れる新しい学校の形です。デュアル・スクールを取り入れる考え方はあるか伺います。

答 教育課長

徳島県で取り組んでいるデュアル・スクールは、前提としてサテライトオフィスの進出が進んでいることなどからスタートされております。コロナ禍で働き方の考えも変わり、会社に出社しなくてもリモートで仕事ができるようになったことから、本村に滞在して内地の会社業務を行うことは可能となりました。しかし、都心と比較し、物件が少ない本村では、オフィスや滞在先を確保するのは難しいものと考えております。

次に、区域外就学の判断ですが、市町村教育委員会に委ねられており、デュアル・スクールを実施するに当たっては、地方と都市部、双方の教育委員会が協議し承認されなければなりません。また、受

け入れを行う学校には、当該児童・生徒の学習進度の違いを調整するほか、学校生活の支援や都市部の学校との連絡調整を行う、非常勤の派遣講師によるデュアル・スクール講師を設置する必要があります。このような態勢を支援する都道府県もあります。東京都から講師の派遣が約束されているものではありません。

本村でデュアル・スクールを導入するにはさまざまな問題もあることから、現段階では事業を取り入れることは難しいと考えておりますが、他町村の動向等を引き続き注視してまいります。

再 三宅島にもいいところはないものがあると思います。期間は自分たちで決めることができ、短い中での交換ができます。住民票を移す必要はありません。

確かに問題があることは事実です。でも、どうしたら解決できるのか。そういう考えを持って進めていく考えはありませんか。

答 教育長

新しいことを行うとなると人・物・金のうちマンパワーなんです。東京都からの派遣制度がないということで、人

が補充されないということ、難しいと思います。ただ、いろいろなところと交流していくことは大事なかと考えております。

今できるのは、なかなか人との接触、交流というのができないものですから、オンラインでさまざまな交流を行っております。三宅の友好関係にある高遠北小学校とも行っておりますし、中学校は水上の中学校とも交流を行っております。最近、中学校はオンラインと交流も行っておりますが、直接の人との交流はできないかもしれません。しかし、オンラインとかで子供たちの交流はしていきたいと思っておりますし、三宅島のいいところはPRしていきたいと思っております。

再 オンラインと言いますね、重要なのは人と人ですね。人の温かさ、人の触れ合い、そういうものが私は教育として大事だと考えています。

三宅島から違う学校に籍を置いて、いろいろなものと交流をして学ぶことが目的なので、ぜひとも、子供たちに機会を与えてほしいです。

答 村長

デュアル・スクールのお互いのよさを両方の教育を取り

入れてやるということは、これ非常にいいことで、多様な子供たちの価値観もどんどん高まっていくわけで、その趣旨については教育委員会側も十分に理解をしているところ

です。最初に課長が答弁したように、黙って手をつかねてというわけじゃなくて、その動きも注視しているわけですから、教育長が言ったように、今うちの現状の中でできることは何だろうということ、友好都市とか、いろんな関係ないところからも連絡が来てそういう交換をしているわけです。

今、うちの財力といいますか、体力の中でできることはやっています。その気構えを持ってやっておるわけですから、その辺のところを理解していただきたいと思



北川 博史

議員



問 携帯電話の不感地域について

現在、村民の大半が携帯電話を利用しており、生活にはなくてはならない必需品となっております。しかし、村民の方々が居住している場所においても、全てが使用できる環境にはないのが現状です。さらに、民家のない場所になると圏外になる場所が多々見られます。その場所は、観光に訪れた来島者が行かれる場所が多く、観光や防災の観点から見ても重要性を強く感じます。

まず、観光の観点からですが、現在私たちが暮らしている集落に至っては、一部の場所を除けば使用できておりますが、一歩集落を離れますと大路池や三七山、火の山峠、雄山など、全て圏外になってしまいます。もちろん少し車

などで走ればつながりますが、このご時世では考えられないように感じます。

何件か挙げさせていただいた場所は、観光に来られた際に見学される場所です。そこで皆さんは写真や動画を撮り、SNSに上げようと思っ

てみましたが、世界自然遺産の富士山でも、ドコモ、auは山頂付近まで、ソフトバンクも5合目まではつながることでした。であれば、雄山をつなぐことも不可能ではないと思えます。村では今年度より東京都版エコツーリズムも始まりますので、なおさら皆さんも行かれる機会が増え、このようなことを後に言ってくるのではないかと想定されます。

次に、防災の観点からですが、現在携帯電話には、全てではありませんが、自分のいる場所を知らせるGPS機能がついている機種などもあり、さまざまな分野で携帯電話は安否確認の一つとして役立つ



います。近年でも、島では数件行方不明者が出て、消防などが出動するケースがあります。その際に、携帯電話を持ち電波がつかっていれば、位置情報を確認でき、早期発見の可能性も上がるのではないかと考えられます。自然災害の多いこの島だからこそ、不感地域をなくす必要があるのではないかと考えられます。そのことにより、どこにいても携帯電話がつながる、安心して暮らせる島づくりができるのではないかと考えます。

以上のことから、ぜひとも不感地域をなくし、島内全域で携帯電話がつながるようにすべきだと考えますが、村としてはどのようなお考えでしょうか。

答 企画財政課長

島内の携帯電話サービスエリアにつきましては、大部分は大手各社の電波が受信可能ですが、携帯電話サービスが1事業者も提供されていない地域、いわゆる不感地域が存在

在することは認識しております。村といたしましても、携帯電話は住民生活や観光振興に不可欠なサービスであり、特に防災面からも必要な情報機器のツールであることは認識しておりますが、不感地域においては、地理的条件や事業採算上の問題等により、基地局施設の整備に至っていないというところが現状であると考えます。

現在村では、不感地域の解消に向け、離島や過疎地、辺地など、地理的に条件不利な地域の携帯電話等エリア整備を目的とした基地局施設整備に対する国の補助事業を活用するため、事業実施についての要望を行っているところで

答 総務課長

携帯電話の不感地域について、防災に関わるご質問の携帯電話を活用した行方不明者捜索には、不感地帯の解消は必要と考えられますので、企画財政課長から説明させていただいたとおり、改善に向けた要望を行ってまいりたいと思

います。また、災害発生時においては、昨年度整備いたしました可搬式の移動可能な防災無線を活用し、通信体制を確保すること、住民の生命と財産の確保を図ってまいります。

曾我部宏一

議員



問 村道における雨水対策について

現在、島内の生活道路に降った雨水は、村道の側溝を流れ、都道212号線と合流し、末端処理を行っている状況です。しかし、台風などの接近により大雨が降ると、村道の側溝は落ち葉などで側溝蓋の集水口が塞がれ、側溝機能を下下している状況です。当然、集水されなかった雨水は落ち葉と一緒に路面を流れ、都道へと達し、運ばれた落ち葉は都道のグレーチングの網目を塞ぎ、近隣の敷地内へ雨水が流れ込んでいる状態となっております。

また、三宅支庁土木港湾課でも、大雨に対して事前に対策を行い、努力していただいています。ですが、それでも限界があると考えています。

そこで、村道の側溝で使用

しているコンクリート蓋を、部分的に集水性の高いグレーチング蓋に替え、集水効果を高めるとともに、村道に新たな集水用横断口を設け、都道212号線へ効率よく雨水を流す改善ができないか。

また、村道と村道の枝道においても同じ状況が発生し、農地への流入もあり、農作物にも影響が出ているので、大雨に対する村道改修を計画的にできないか、お伺いいたします。

答 地域整備課長

現状では、雨や台風が接近するなどの予報が出ているときには、事前に村道の見回りを行い、土のう等の設置やグレーチング蓋の清掃や、落ち葉などの路面清掃等を実施し、雨水が側溝等に流れるように対策を取っておりますが、限界があることは認識しております。

村といたしましても、雨により道路から民家へ雨水が流れ込まないように、坂道等でも集水性が高いグレーチング蓋の検討や、コンクリート蓋をグレーチング等に変更するなどの対応はしております。今後も集水性の悪い村道等の把握に努め、民家等に被害が及ばないように、引き続き改善してまいります。

また、都道と村道の合流地

点など、大雨等による雨水対策についても、三宅支庁土木港湾課と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

再

今、課長から、雨水に対して事前の対策を取っているという回答でしたが、確かに自然相手ですので、人力では限界があるということ、十分承知しています。ただ、古い路線については島内各地区を見ますと、以前、村が経営していた建材工場でブロック製品を造っていて、工事発注に当たっては、その製品を使うよう仕様書に明記されていた経緯があると思っております。

当然L溝で流すという工法は簡単なもので、L溝が主に使われていたと思います。L溝をグレーチングに替えるということになれば経費の負担にも係ってきますが、それを長





期的に、島内全域、各地区の意見を聞きながら、計画性のある道路改修ができないか、再度お伺いいたします。

答 地域整備課長

各地区の排水設備が不十分な村道があることは認識しております。村道に新たに側溝等を設置する場合には、1メートル当たり現在の価格で10万円程度の工事費がかかります。第6次三宅村総合計画にも、道路排水施設整備事業として計上しております。また、東京都土木補助などの活用をしながら、計画的に改修するように努めてまいりたいと考えております。

平川 大作
議員



問 緊急ヘリに乗れない人の対応について

今期の三宅支庁の事業説明会で、患者が抱える負担を少なくするために、東京都として補助はできないかと質問しました。支庁の事業説明会で答弁いただいたのは、交付金を活用していただきたいとのことでした。

医師の判断で救急ヘリに乗れないのであれば、補助は必要だと考えますが、行政ではどう考えているのかお聞きします。

答 福祉健康課長

東京消防庁では、救える命を救うための救急車の適正利用への取組として、緊急性はないが病院までの交通手段がないときは、東京民間救急コールセンターへお問合せいただければ、有料ではあります

が、ご自分で移動が困難な場合は民間救急車を、また、ご自分で歩行が可能な場合はサポートキャブ、こちらは救命講習を修了している運転手が乗務するタクシーですが、こちらを案内する仕組みとなっております。そのため、緊急性に乏しい場合には、島嶼町村に限らず都内全て同様であることから、病院までの費用の補助については困難であると判断いたします。

一方、健康保険による保険給付である移送費の支給対象となる事案もあろうと思っておりますので、加入されている健康保険にご相談いただくことをお勧めいたします。

支庁でも交付金を活用していただきたいという答弁をいただいていますので、どうやったらできるかを、考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

答 福祉健康課長

基本的には国民皆保険で誰もが加入しています健康保険の保険給付としての移送費で支給対象となる事案もあろうと思えます。まずは加入されている健康保険の窓口へご相談ください。

再

住民にその保険の部分に
おいては周知されている

のか、お聞きします。

答 福祉健康課長

健康保険の保険給付の件となりますので、それは、被保険者である当事者が加入されている保険へ確認いただくこととなります。なお、そうした事案が生じたときには、診療所等で、制度の案内をすることが、今後考えていきます。

問 島外で診療を受ける際の交通費、宿泊費の補助について

交通費、宿泊費の補助について、受給資格の前後3日間と所得制限の規定があるか伺います。また、受給回数を増やすなどの手だてを取ることができないか伺います。

答 福祉健康課長

三宅村におけます、がん対策推進事業及び難病等島外通院支援事業の補助事業に係る受給資格の前後3日間の規定ですが、その受給資格とは何を意味されるのか不明ですが、両補助事業とも補助金の助成対象経費として、交通費は通院日の前後3日間の船便・航空便・ヘリ便の往復運賃1人当たり1往復1万2000円を上限、また、宿泊費については通院日の前日もし



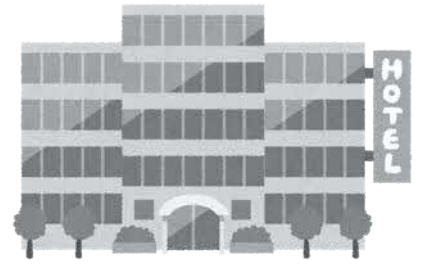
くは当日のいずれかの宿泊日について、1人当たり1回5000円を上限に助成をしています。

また、所得制限の有無ですが、両事業とも所得制限は設けておりません。

次に、がん対策推進事業の年間利用回数拡大に係るご要望ですが、本制度は令和2年度からスタートして、今年3年目を迎えたところです。まずは本事業を定着し、がん検診の受診率、そして精密検査の受診率向上、こちらをまず優先していきたい、着実に成果を上げていくことが重要と考えております。

再 所得制限はないということ

とでよろしいのですね。前後3日間という規定は、この事業説明を受けるときに、私たちに（議員に）報告されたのか、お聞きします。



答 福祉健康課長

令和2年4月から本制度が始まりました。がん対策推進事業として3本の柱、まず受診率向上、あと精密検診の受診率向上、そして、通院費補助と3本の柱で始めました。

令和2年3月の定例会で、本制度の概要を説明いたしました。細かく通院日の何日前後までの説明はないかとは思っています。

再 今後はこういう事業があった場合は補足事項まで入れてほしいと思います。

答 福祉健康課長

今後なるべく丁寧な説明に努めてまいります。

なお、住民の皆さまからご質問等で分からない点等ありましたら、ぜひ、直接村役場へご照会いただければと思います。

問 害虫駆除について

今年も害虫駆除の要望が複数の方から届いています。ハスオビエダシヤク、マイマイガの幼虫も大分出ています。駆除できないかお伺いします。

答 地域整備課長

今年も坪田地区でハスオビエダシヤク等の幼虫が発生していることは認識しております。害虫駆除については、土地所有者や管理者が駆除を行うのは原則です。しかし、チャドクガの幼虫のように毛に毒性があり、皮膚に炎症やかゆみ等を及ぼすなど、村道上の歩行者に危険を及ぼす場所等については、持ち主と協議し、焼却等の方法で駆除し対応しております。

なお、ハスオビエダシヤクの幼虫につきましては、毒性がないことから人への影響はございませんので、駆除はしておりません。

答 観光産業課長

害虫の発生について村としても認識はしております。ハスオビエダシヤクの駆除については、幼虫が小さいときに農業散布すると効果があると聞いております。農業者の方から問合せがあった場合は、

現地を確認後、使用する農薬とその散布方法をご案内して、農家自らの駆除をお願いしております。

今のところマイマイガの幼虫の被害報告は、支庁、三宅村のほうにも届いてはございませんので、現時点ではマイマイガに対する駆除の予定はございません。

再

過去に消毒をしていなければ別です。しかし過去には消毒を実施したこともあります。どうしてそのときできたことが今できないのかというのが、私の大きな疑問なんです。今の現状が少しでも改善されるよう、取り組んでいたいただくことを私は希望します。

答 地域整備課長

害虫駆除については、土地所有者や管理者が駆除を行う原則なので、規模が大きいことに関しては、役場のほうにご相談をその都度していただきたいと思えます。



木村 靖江

議員



問 三宅村公設宿泊施設について

本年3月、三宅村公設宿泊施設誘致に関する基本構想がまとまったのを受けて、基本構想にあるゾーニング計画では、宿泊者以外の島民も使える、みんなの広場スペースとありますが、その活用方法としてどう考えているのか、お伺いいたします。

答 観光産業課長

本村の宿泊施設は、2000年の噴火災害の影響や高齢化、担い手不足に伴い減少傾向にあり、現在の宿泊受け入れ数は噴火前と比較して3分の1程度まで減少しており、大規模イベント開催時に際しては宿泊施設が不足する事態が生じております。今後、新たな事業者の参入も難しい中、村では、既存宿泊施設と

競合しない上級志向の公設宿泊施設の設置に向けた検討を進めております。

昨年度制定した三宅村公設宿泊施設誘致に関する基本構想では、公設宿泊施設の建設場所として三七山スポーツ公園を選定いたしました。現時点での整備計画では、建物のほかに宿泊者以外の島民も使える、みんなの広場スペースの整備を計画しております。

ご質問の広場の具体的な内容につきましては、今後の計画内で詳細決定してまいります。島の花を植栽するなど、宿泊者や島民の方の憩いの場所となるようなスペースの整備を検討してまいります。





みなかみ町役場 表敬訪問



みなかみ町特産品まいたけ “すくよか”

令和4年度三宅村議会 先進地視察（報告書）

対象期間

令和4年6月28日(火)～令和4年6月29日(水) 2日間

視察場所

群馬県みなかみ町

派遣議員

三宅村議会議員8人(全員)

目的

観光振興対策の取り組みについて

概要

・みなかみ町役場表敬訪問
・「鈴木まいたけ園」訪問：
特産品の製造や加工、販売
について

視察報告

総括 佐久間 正文

【観光振興対策の取り組みについて】
東京から新幹線で約1時間という利便性もあるが、観光

資源としての活用を行政と民間が一体となり、町をあげて力をも一つにしていることが随所に見受けられました。

無駄なものを排除し、常に観光客目線で観光対策をしていました。三宅島との大きな環境の違いは、みなかみ町は海がないということですね。そのために農業を中心とした一次産業に力を入れていきます。しかし、現在の状況になるまで約40年という歳月を費やしてきて、その時間の中で、人々の生きがいづくりや女性活躍の場、独自の電子地域通貨から得られるデータ構築の効果、リピーターへの取り組みがありました。 「MINAKAMI HEART PAY」と名付け、町民の方の意気込みを感じる事ができ参考になりました。今一度、本島の地域活性化に取り組む必要を強く思う視察でした。



グランピング施設内



DOAI VILLAGE (グランピング施設) 訪問

所感

総括 佐久間 正文

【感想・今後の取り組み等】

これからの取り組みにおいては、重要性を感じるところは、観光客増加対策と一次産業だと考えます。離島というハンディもあり、高い旅行費用、お土産品などの特産品の問題、宿泊施設数の減少・多様性、新たな宿泊施設の必要性など、課題は沢山あると思いますが、三宅島にしかない物が沢山あると考えます。

かみ町は植物など季節ごとに分類ができていて、一目で季節がわかるように写真・イラストで紹介されていて参考になりました。雪こそ積もることはないが、三宅島特有の植物・鳥類などの紹介や四季の海の様子など色々できると思いました。

お土産品などの特産品についても、商工会女性部や観光協会も尽力されていますが、議会としても、行政と今以上に連携し力を入れていきたいと思えます。

本島においても、年間を通じた楽しみ方が沢山あると思

いますので、より経済活性化のためにも、一次産業やみなかみ町の観光振興に取り組み前向きな姿勢に共鳴し、グラッピング、耕作地の有効利用、ブランド化、人口減少、みなかみ町にはない津波対策などありますが、三位一体となつて、心をひとつに、本島の将来に高い志を持つて理解と協力を得ながら一丸となつて本島の将来に期待をし、所感といたします。



観光施設事業説明

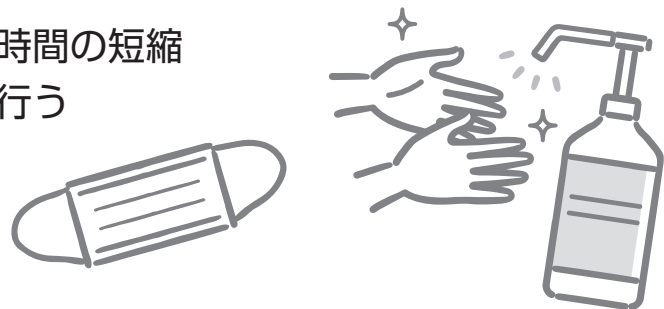


「MINAKAMI HEART PAY」研修

三宅村議会開催に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取り組み

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とし、6月開催の定例議会において以下のとおり対応しました。

- 議案審議の整理による会議時間の短縮
- 行政報告、質疑等を簡潔に行う
- マスクの着用
- 消毒液の設置
- 換気の実施



議長報告書

令和4年2月23日～令和4年5月26日

1.出張関係

- 令和4年4月13日(水)
東京都あいさつまわり(新宿区)
- 令和4年5月11日(水)
- 令和4年度東京都町村議会議長会第1回定期総会出席(港区)
- 東京都町村議会議員講演会及び意見交換会出席(港区)

2.会議関係

- 令和4年3月16日(水)
三宅村防災会議出席

3.行事・来島者関係

- 令和4年3月4日(金)
東京都立三宅高等学校卒業式(メッセージ送付)
- 令和4年3月18日(金)
三宅村立三宅中学校卒業式出席
- 令和4年3月24日(木)
三宅村立三宅小学校卒業式出席
- 令和4年4月7日(水)
三宅村立三宅小学校入学式出席
- 三宅村立三宅中学校入学式出席
- 東京都立三宅高等学校入学式(メッセージ送付)



編集後記

少し安心と思ったコロナが7波と急激に感染者増加で、終わりのない見えない敵と、例年とは違う異常な猛暑とのダブルパンチに体調管理が大変な時です。くれぐれも体調に気をつけて乗り切って、時が経つのを待ち、笑顔で皆に会える日を心待ちにしているこの頃です。

コロナでできなかったみなかみ町、高遠町への2年間の交流も再会されました。あたたかい交流はまさに親交で感謝いたしました。高遠町は盟約52年、今まで尽力いただきました先人の方々には感謝、ありがとうございます。"の言葉以外にはありません。みなかみ町、高遠町の方々は、三宅島に強い思いがあります。私たちも両町を大切にこれからも続けていきたいと思えます。

行政、議会と一緒に、本島の皆さんと笑顔で再会できる時がすぐ来ることを楽しみにしております。

コロナと猛暑に戦っていきましょう。そして、勝ちましょう。

議会だより編集委員長

佐久間 正文



わらを有効活用した、わらアート
“アマビエの正体見たり”



谷川岳一ノ倉沢



フルーツの町みなかみで生産しているさくらんぼ“紅秀峰”

フォト ギャラリー

- フォトギャラリーコーナーに掲載する村民の皆さまの身近な写真をお待ちしております。詳細につきましては議会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

発 行：三宅村議会
住 所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電 話：04994-5-0956
担 当：議会事務局